

1. 事業年度／4月1日から翌年3月31日まで
2. 基準日／定時株主総会・期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
3. 定時株主総会／6月
4. 株主名簿管理人／東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
5. 同事務取扱場所／〒810-0001 福岡市中央区天神二丁目14番2号 日本証券代行株式会社 福岡支店 電話 092-741-0284
郵便物送付電話照会先 〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 日本証券代行株式会社 代理人部 電話 ☎0120-707-843
6. 公告の方法／当社ホームページに記載する (URL) <http://www.nishitetsu.co.jp/nnr/>

お知らせ

■単元未満株式の買取・買増請求についてのご案内

ご所有株式数のうち、100株未満の株式(単元未満株式)は、市場で売却できませんが、次のいずれかの方法により整理することができます。

①買取請求

ご所有の単元未満株式を当社に市場価格で売却する方法

(例)ご所有株式数
90株

90株分の売却代金を
受け取れます。

②買増請求

ご所有の単元未満株式と併せて100株となる数の株式を
当社より市場価格で購入する方法

(例)ご所有株式数
90株

10株を買増して100株
にすることができます。

※お手続きにつきましては、証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社へ、証券会社に口座をお持ちでない(特別口座にて株式を管理されている)株主さまは、日本証券代行(下記お問い合わせ先)にお問い合わせください。

※単元未満株式の買取および買増に係る手数料は無料としております。(証券会社での取手数料等につきましては、各証券会社にお問い合わせください。)

■特別口座からの振替についてのご案内

証券会社の口座で管理されていない株式は、当社が日本証券代行(下記お問い合わせ先)に開設した「特別口座」で管理されております。「特別口座」は、証券会社口座とは異なり、株式を売買するための口座ではございませんので、「特別口座」に記録された株式をご所有の株主さまは、証券口座への株式の振替をご検討くださいますようお願いいたします。

■株式等に関するマイナンバーお届出のご案内

2016年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されています。株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、お取引の証券会社または日本証券代行(下記お問い合わせ先)にお届出ください。

お問い合わせ先(特別口座管理機関) 日本証券代行株式会社 ☎0120-707-843